

## 京都市交通局に対する業務監査の実施結果

項目	主な取組み状況等	所見	回答
<p>1. 地震などの大規模災害時における旅客の避難誘導・帰宅困難者対応に関する事項</p> <p>(1) 地震などの大規模災害時における対応体制・訓練等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都市交では、異常気象などの大規模災害等が発生する恐れがある場合または地震等大規模な災害が発生した場合に備え、災害対策本部の設置や職員の非常参集、対策本部内での各者の役割分担を定めた「高速鉄道災害対策要綱」を策定している。</li> <li>・ 各災害毎に運転指令長、乗務員、駅長が処置すべき事項や各者間の連携等を定めた基準がそれぞれ設けられているほか、駅構内等における事故、災害等が発生した際に、現場の駅係員が処置すべき事項及び連絡系統を定めた「駅構内災害事故処置要領」が策定されている。</li> <li>・ 非常時の体制については、災害の規模、被害の状況によって異なるが、あらかじめ京都市交で決められた人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年、東南海・南海地震等を想定した防災意識が高まっている中、鉄道事業者に求められている役割は重要である。既に対策がとられているものについては、今後とも実効性を持つよう教育・訓練等を通じて現場に浸透させていくことが重要であり、利用者の安全確保の観点から、常日頃から万全な態勢を整えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害に対して、お客様の安全確保を最優先とした実効性のある態勢を確保すべく、今後も、教育・訓練を継続的に実施してまいります。</li> </ul>

	<p>員が参集することとしており、京都市全域での災害の恐れがある時又は発生した際並びに震度6弱以上の地震が発生した際には、全職員が参集することとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅における旅客の避難誘導については、各駅に備え付けている「駅構内災害事故処置要領」に基づき、旅客を可能な限り避難地方面の出口から地上へ避難誘導することとしている。</li> <li>・ 特に駅構内への浸水の対策として、有事の際に最も安全な地上出口に誘導することが可能な避難経路図を全駅の地下ホーム等に掲示している。</li> <li>・ 外国人観光客に対する避難誘導等を可能とするため、今年度中に40カ国以上の言語を翻訳することができるタブレット端末を全駅に配備することが決定している。</li> <li>・ 避難場所への案内図は、災害発生時、避難する旅客にコピーが配布されることとなるが、旅客が即座に認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な地震は、何時発生するか不明で、万一発生の際は、案内図の各駅への掲示を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害が発生した際には、お客様を迅速かつ円滑に避難場所へ</li> </ul>

	<p>識できる箇所への掲示が行われていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害等に備えた訓練については、トンネル内に停車した列車からの避難誘導訓練等交通局独自に行っているほか、消防局と合同で行う訓練、市の災害対策本部運用訓練に伴う初動措置、緊急連絡に関する訓練等、年間を通して数多くの訓練を実施している。</li> <li>京都市交における帰宅困難者対策として、京都駅において、駅務室前の自由通路を緊急避難広場に移動するまでの間の一時的な滞留場所として使用することとしているが、その他の駅では、旅客を地下空間で滞在させることのリスクを勘案し、一時的な滞留場所は確保されていない。</li> </ul>	<p>ことで、駅構内の旅客の混乱を防止し、円滑な避難が実施されることとなり、駅係員の旅客対応の負担軽減も想定されることから、今後改善が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者対策については、平成24年9月に、内閣府及び東京都が共催し、総務省、国土交通省、首都圏の地方自治体や放送・通信・輸送等関連事業者が参加する「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」において最終報告がとりまとめられ、これを踏まえ、鉄道局からは、鉄道事業者自</li> </ul>	<p>誘導できるよう、改札口に設置している案内ボードに避難場所への案内図を掲示し、お客様への周知を図ってまいります。</p>
--	--	---	--

	<p>ら取り組むことが可能な事項については、引き続き積極的・計画的に行うよう要請しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害時においては、大量の帰宅困難者の発生が想定されるところ、鉄道事業者単独での対策には限界があることから、地方自治体、民間事業者等、多様な関係者が連携し、官民の適切な役割分担の下、対策を進めすることが重要であり、鉄道事業者においてもその役割の下、自ら取り組むことがかのうものについては積極的に実施していく必要がある。</li> <li>・ 飲料水等の備蓄物資については、現在、全駅に設置されている自動販売機計200台が災害対応の仕様となっており、市域内で大規模災害が発生し、ライフラインが著しく崩壊した場合、駅構内に設置している自動販売機の飲料水を無償で提供する取組が平成20年度から行われてい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅困難者対策については、引き続き、現在参加している協議会等に積極的に参加し、関係機関と十分に連携を図ってまいります。また、交通局として自ら取り組むことが可能なものについても積極的に実施してまいります。</li> <li>・ 引き続き、全駅に災害対応型自動販売機を設置するとともに、今後、増設する自動販売機についても、災害対応型を導入し、大規模災害時における飲料水の確保に努めてまいります。</li> </ul>
--	--	---

る。

- ・ 今後は、駅中に展開しているスーパー・マーケット等店舗に対しても、物資の提供等に関して協力することが可能か否かについて、現在関係者と協議を進めているほか、来年度中に行う京都駅の改良工事で、市の備蓄品を保管できる備蓄倉庫のスペースを提供することが決定している。
- ・ 市の関係各部局及び消防、周辺企業、大規模施設所有者、京都駅に乗り入れている鉄道事業者と連携して京都駅周辺地域における都市再生特別措置法に基づく法定協議会のメンバーに交通事業者として参画し、都市再生安全確保計画の策定に協力しており、計画の中での各関係者の適切な役割分担の下、交通事業者が実施すべき役割を担うこととしている。
- ・ 帰宅困難者の対応訓練には、観光客等や地域のコミュニティと連携した市の総合防災訓練、京都駅に乗り

	入れる各鉄道事業者と市の防災部局等と連携した駅での大規模災害に備えた合同訓練、その結果を踏まえて京都駅や駅周辺に滞留している観光客等の来訪者を安全に誘導するプロセスの検証を行う図上訓練等、数多くの訓練に参加している。		
--	--	--	--